



Title	1905年革命の中の地主貴族たち : 貴族団全権代表者大会と政府
Author(s)	加納, 格; Kano, Tadashi
Citation	スラヴ研究, 37, 209-232
Issue Date	1990
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5191
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113316.pdf



1905年革命の中の地主貴族たち

—— 貴族団全権代表者大会と政府 ——

加 納 格

〔はじめに〕

1905年革命が1917年革命と異なる展開をもったのはいうまでもない。この違いは、反政府勢力の側がリラベル運動を含む多様性をもったことと、政府に状況に応ずる一定の統治能力が存在したことによっている。しかし、体制側に立つ者の分析は、これまで必ずしも十分には果たされてこなかった。これは、とくに保守派の地主貴族についていいうる。本稿は、政府との密接な関わりの故に、従来「反動貴族」と一括されてきた非リラベルの地主貴族について、体制変動の中で彼らがいかに状況に対応したかを検討することを目的とする。

こうした観点からこれまでの1905年革命期の地主貴族に関わる研究を振り返ると、この問題をそれ自体として論じた研究は多くはない。

ソ連では、このテーマは G. M. ドゥブロフスキー⁽¹⁾、B. G. チャーキン⁽²⁾らによってふれられてきた。その中でもっとも重要なのは、Ю. Б. ソロヴィヨフの研究である。ソロヴィヨフは、1905年革命の体制危機を旧来の「権力メカニズム総体」の新しい時代への不適應と把握し、プレーヴェの改革から第2回貴族団全権代表者大会までの時期について政府内改革と地主貴族保守派の動きを中心に検討している。その叙述は、1905年以前については詳細であり、示唆に富むが、結論は政府も貴族も状況への対応能力を失っていったと述べることで「総稽古」論の枠内にある⁽³⁾。

欧米の研究では、代表的な研究者は、R. マニングと S. ベッカーである。マニングは、農奴解放後の貴族の動態を「所領経営への復帰」と特徴づけ、1906年以降の彼らの政治的活性化をヴェセロフスキーの「ゼムストヴォ反動」論と結びつけて論じた。この議論は一見魅力的であるが、過程をいささか単板化している感は否めない⁽⁴⁾。これに対してベッカーは、地主貴族の「経営への復帰」というマニングの把握を実態をふまえないものと批判し、ロシアの地主貴族は農奴解放後の状況に、土地の流動資産化、都市への移住などで健全に適應したと主張する。この立場からは、1905年革命期の地主貴族の対応は「復古」ではなく、むしろ「利害集団」の行動パターンとして理解される。しかし、体制変革の中で地主貴族が如何に対応したかという点については不十分な説明しかない⁽⁵⁾。

日本では、直接このテーマを扱った議論は存在しないが、ストルイピン農業改革との関わりの中で取り扱われてきた。日南田静真は政府内の二つの農業改革路線を指摘し⁽⁶⁾、保田孝一はヴィッテの『農業問題覚書』の統治構造への言及を指摘している⁽⁷⁾。いずれも正しい指摘であるが、やはり政府と地主貴族を一体化させてとらえる傾向がみられる。

本稿では、以上の問題関心と現在の研究状況から地主貴族の1905年革命の中での対応を国会の代議システムを含む政治改革及び農業改革の問題に絞り、検討することにした。いずれも1905年革命を、革命、改革、保守、復古といった諸政治勢力の分立、対抗として考えるとき、その中心的な分岐点であったと考えられるからである。場としては1905年夏のペチェルゴーフ協議会及び1906年春、秋の第1回、第2回貴族団全権代表者大会を取り上げる。革命のなかで政府は数次にわたって、重要政策の決定にあたる協議会を開催した。その中でこのペチェルゴーフ協議会は、1906年以降の統治体制の枠組みの決定に大きな意味をもち、審議には地主貴族の代表者が積極的に参加したからである。また貴族団全権代表者大会は、創設された国会に対抗する「貴族の国会」として開催された。ここには地主貴族をより直接に代表した場として転換期における地主貴族の対応が明瞭にあらわれると考えられるからである。

構成としては、第1章で1904年までの農政を概観し、第2章で農政改革における主張がいかにか国家統治改革に反映したかをペチェルゴーフ協議会の審議においてみる。そして第3章と第4章で貴族団全権代表者大会の農業改革と政治改革への対応を検討する。帝政ロシアでは、農業問題が地方統治構造と密接に関わっていたわけであり、第1章は、非リベラルの地主貴族たち乃至それを代表するとされる者が1905年革命のなかで変革にいかに対応したかを理解するための前提となる。

[1] 農業問題——改革をめぐる

農奴解放後40年を経て、「大改革」によって成立した統治体制は、変動を示しはじめた。この変動は、いうまでもなく広く社会・経済領域を包摂するものであったが、ここではさしあたり貴族と農民の土地所有からその変動を確認しておこう⁽⁸⁾。

農奴解放時に貴族身分が所有していた土地は、ヨーロッパ・ロシア45県で8700万デシャチーナである。しかし、それ以降地主貴族は分解を強め、身分全体で所有する土地は減少を示した。1877年の所有地は7704万デシャチーナ、1905年の所有地は5125万デシャチーナであり、農奴解放時と比べて41%減少した。このため私有地総体に占める貴族所有地の割合も、1877-78年の79.8%から1905年の61.9%に下がった⁽⁹⁾。この地主貴族所有地の絶対的減少は、地主各層について大・中地主の減少、小地主の微減、巨大地主層の維持となっていた⁽¹⁰⁾。これとは逆に世襲貴族身分に属する者は増加を示していた。1858年のヨーロッパ・ロシア50県の612千人の世襲貴族は、1897年には886千人に増加した。その内西部9県を除くとこの間の増加は234千人から478千人であり、40年間に倍増したことになる⁽¹¹⁾。この地主所有地の減少と世襲貴族身分の増大は、地主であることと、貴族であることの分離に結果した。1877年の地主貴族は197千家族で、貴族身分の56%が地主であったが、これは1895年には120千家族で40%、1905年には107千家族で30%となった。ちなみに1905年の107千人の地主貴族の中で、75%の80千余人が300デシャチーナ以下の所有で、500デシャチーナ以上の大地主は17%の18千余人、さらに1000デシャチーナ以上を所有するのは8.7%の8千余人にすぎない。つまり地主であることと貴族であることは多くの者

にとって、同一のことではなくなったが、また地主貴族内部の格差も大きかったのである⁽¹²⁾。

他方農民の変動も大きかった。1858年の担税人口調査によれば、ヨーロッパ・ロシア49県の農民の内分与地所有面積が1デシャチーナ以下の者は2200万人中の3.0%にすぎなかった⁽¹³⁾。これに対して、1893年には土地をもたない層は、全国平均で7.0%に増加し、更に1899-1901年には一挙に29.3%に激増した⁽¹⁴⁾。この間に農民の1所帯平均分与地も、全国平均で1877年の13.2デシャチーナから1905年の10.2デシャチーナへと減少した⁽¹⁵⁾。農民のこの土地所有面積の減少は、ロシア資本主義の90年代における発展がいかにも農民を困窮化せしめたかを示している。ただし、これには大きな地域的偏差が存在する。最小は、ポドリスク県、ヘルソン県の3.8デシャチーナ、最大は65.1デシャチーナのオロネツ県である⁽¹⁵⁾。これは農民のおかれている状態が全国一律ではないということを示している。また農奴解放時に買戻金負担を免れ、分与地を基準よりも少なく受領した贈与地農民は、1906-07年に667千人存在し、その多くがサラトフ県などの南東地方に居住した。彼らはその困窮のために1905-06年農民運動に大きな位置を占めた。こうして農民のおかれている状況は、地域的な偏差が大きい、「土地不足」という言葉によって総括される農民の現状への不満を高めた⁽¹⁶⁾。

以上土地の所有状況によって地主貴族、農民の農奴解放後の変動をみた。この変動は、土地所有と結びついた身分的統治体制の動揺を呼ばずにはおかないはずである。これに対して政府は、周知のように、貴族の土地所有を保護するために貴族土地銀行の設立などの措置をとり、他方農民に対しては、分与地の細分化を防止し、農民身分以外の者に土地を譲渡することを禁ずる措置を講じた。共同体土地利用のもとにある家族の分割をスホード決議の2/3以上の賛成を要することにした「1886年3月18日法」⁽¹⁷⁾、農民の共同体離脱と分与地の同村人以外への売却を禁じた「1893年12月14日法」である⁽¹⁸⁾。また共同体農民に対する地方貴族の監督権限を強める「1893年6月8日法」もだされた。これは、共同体の土地割替期間を最短でも12年として、「正しい経営の遂行」を可能にすることをうたいながら、同時に政府の「監督と影響」のもとに共同体をおくことを意図していた⁽¹⁹⁾。この他に1897年からは、土地所有と分離する傾向を強める貴族問題を討議するために貴族問題審議会において様々な対応策が検討されたが、結局多くの策は実現されるに至らなかった⁽²⁰⁾。こうして変動する農業、及びそれに立脚する農村統治構造について根本的な策を欠いたまま政府は、20世紀を迎えたのである。

今世紀初頭以降、政府内には農業問題に関して基本的に2つの潮流が対抗しあっていたことが知られている。

第1の方向は、「1893年12月14日法」がとってきた身分集団として農民を維持する方針である。この方針を体現したのは、1902年6月に設置された内務省内のA. G. スチシンスキーを長とする編纂委員会である。1893年に国家評議会は、新農民法の検討が必要と既に認めていたが、同委員会は、その後内務省によって収集された資料に基づき、新農民法の作成にあたることを目的としていた。メンバーには、共同体改組と農民への一般法の適用を主張するB. И. グルコも含まれていたが、スチシンスキーを含む委員会の多数は、農民

の身分的孤立性を維持するという意見であった。「身分的境界の廃止と、農民生活への一般的市民の権利のもち込みは許されない」。なぜならば、農民は「国家の唯一の保守的な精神基盤の源」だからである。そして農民の保守性は、「農民が土地に恒常的に近くあること」によって説明された。ここからは当然「1893年12月14日法」による共同体分与地の非譲渡性は、農村に農民以外の者が定着することを防ぐ防壁と考えられた。したがって土地所有形態についても、個人所有は論外で、共同体所有と所帯所有に対しても「中立」の立場を取りながら、「多くの地方で個々の所有者の経営利害の統一、……ミール全体の利害による統一が今までのところ必要」として、共同体所有が強調されたのである。こうしてうちだされたのが、共同体組織と共同体所有を保全するという方針である⁽²¹⁾。この立場からは、地方統治機構の全体的な改革は問題になりえず、もっぱら内務省管轄の警察機構の再編、強化が課題とされていくのである⁽²²⁾。

第2の方向は、B. H. ココフツォフを長とする「中央部窮乏に関する原因解明委員会」に提出されたゼムストヴォ参事会議長の覚書、及びヴィッテを長とする周知の農業窮乏問題特別審議会に体现されるものである。ゼムストヴォ参事会議長の覚書は、同解明委員会に出席した19名によって提出された。それによれば、農民の窮乏の原因は、確固たる法秩序の欠如、農民の無権利と無知、郷審判所の未整備、複雑な土地利用である。ここから提起される対応策は、次の5点である。(ア) 農民団体の任意団体化と土地所有形態の自由化、(イ) 大規模村団の分割の簡略化、土地の分割、(ウ) 農民の分村の奨励、土地の完全所有手続きの簡略化、(エ) 共同体からの自由脱退権、土地分与拒否の場合は、共同体に補償金支払いの義務、(オ) 所帯所有農民に土地売却権、である。ここには、「1893年12月14日法」のとした共同体維持策とは逆に、共同体の自由化、土地所有の多様化の方向が打ち出されている⁽²³⁾。しかし、同委員会は、経済問題にその権限を限定されているため、これ以上に踏み込んだ提起はない。他方ヴィッテの農業窮乏問題特別審議会は、1902-1903年に各県、郡に貴族団代表、指名されたゼムストヴォの代表、農民より成る委員会を設置し、検討を重ねた。この結果を踏まえながら、独自に執筆されたのが、ヴィッテの『農民問題覚書』であることはよく知られている。この『覚書』は従来その共同体解体、個人農創出を含む土地改革の面が目されてきたが、同時にヴィッテは、広範な地方統治制度改革を含む農民の法的な地位改善を打ち出している。すなわち農民に一般市民法を適用して農民の身分的孤立性を廃するとともに、統治制度に関しては、分与地権者としての農民の身分的結合組織を残しつつも、地域自治体として集落単位に全身分的な「集落団体 *поселковое общество*」、郡の一定地域に同じく全身分的な「区ゼムストヴォ *земский округ*」を設置するというものであった。この地域性重視の統治原則への転換は、ヴィッテによれば、「地方の文化層の参加無くしては、農村の社会整備事業の推進は不可能であり」、また「現地の援助無くしては、郡全体のゼムストヴォ経営の推進も困難」ということで理由付けられる⁽²⁴⁾。

ヴィッテのこの地域性重視の姿勢は、その前年に暴露的に出版された『専制とゼムストヴォ』におけるゼムストヴォ導入反対論を考えると興味深い。ともかくも1904年初頭の時点には、政府内に農民の身分的孤立性を維持する身分原理に基づく潮流と、地域性を重

視し、全身分的な自治体の設置をめざす潮流の対抗的な2つの統治改革路線が存在したのである。この対抗は、「1903年3月26日の詔書」においては折衷的に表現されていた。同「詔書」は、農民の「連帯責任制」廃止を約束したことで知られるが、第4項では「共同体的土地所有の不可侵性」と同時に「農民の共同体脱退を簡略化する」方向で農民法を再検討することを約束していたのである。ここには共同体の維持を図るとともにそこからの脱退も容易にするという2つの原則的に異なる政策の方向が併存している⁽²⁵⁾。しかし、この折衷策も、1904年にはスチシンスキーの路線に傾きを見せた。スチシンスキー編纂委員会の作成した案を検討するために、各県に協議会を設置することを命じた「1904年1月8日の勅令」は、「共同体土地所有体制の不可侵」とともに、農民に対する「身分体制の維持」と「分与地の非譲渡性」を原則とすることを明らかにしたのである⁽²⁶⁾。

以上のように1904年初頭の時点において政府内の2つの路線は対抗しあいながら、保守的なスチシンスキーの側に傾いていた。これは、「1904年1月8日の勅令」が示すように、基本的に80年代以来の身分原理によって統治維持を図る路線を踏襲するものであった。しかし、革命の中で政府内で行なわれた統治改革をめぐる議論においてこの2つの潮流の対抗は、変革の性格、方向をめぐる様々な場においてあらわれてくる。その主要な場の1つは、国会設置をめぐる政府内の改革派、保守派が対立したペチェルゴーフ協議会である。次にそれを見ることにしたい。

〔2〕身分原理と政治改革——ペチェルゴーフ協議会

改革について生じた2つの潮流の対抗は、さしあたり農民の窮乏化と地方統治制度問題に関わっていた。しかし、1904年末に反政府運動の盛り上がりによって政府内で体制全般に関わる統治改革が提起されることによって、国家統治制度の問題に波及することになる。

1904年秋のゼムストヴォ運動の盛り上がりに対抗して出された内相スヴァトポルク＝ミルスキーの「憲法」が始まりである。諮問的代議体の設置を求めたミルスキーの提案は、周知のように、ヴィッテと皇族の反対を受け、ニコライ2世の受け入れるところとならなかった⁽²⁷⁾。しかし、それを除いて発布された「12月12日の勅令」は「全ての権利をもつ農村住民」の地位を享受しうるような農民法の検討を指示し、その検討に際してはヴィッテ特別審議会による地方委員会の資料が前提とされた⁽²⁸⁾。他方、頓挫させられたミルスキーの代議体設置案は、「血の日曜日」以降の民衆運動の高揚に対する対応策として実現された⁽²⁹⁾。内相ブルーギンに宛てた「2月18日の詔勅」は、「政府と健全な社会的な力の共同作業」によって人民の福利へと向けられた改革を実現すること、「もっともふさわしく、人民の信頼を得ており、住民から選出された者を立法提案の予備的検討と審議に参加させる」ことを宣言した。この内容は、同日発布された「詔書」が「外敵の克服、暴動の根絶、国内の動乱の抑止において専制権力への協力」を求めた無内容なものであったのと対照的である。ミルスキーの妻は、「詔書」については「落胆した、何も無い」とし、「詔勅」については「12月12日の勅令」で削除された第3項であり、これが強制ではなく、任意にな

されていたならば違いは大きかったろうと日記に記した。これ以降農業改革をめぐる2つの潮流の対抗は、国家統治改革の問題としてあらわれるのである⁽³⁰⁾。

「詔書」を受けて、政府内ではブルーギン委員会において国会設置法の検討がすすめられた。長のA. Γ. ブルーギンは、カールガ、モスクワの県知事を経て、1月20日にミルスキーの後任に任命されたのである。しかし、ブルーギンは確たる改革像を有しておらず、作成には、主に内務官僚のC. E. クルイジャノフスキーがあたった⁽³¹⁾。そしてその後大臣協議会の検討を経て、「国会設置法案」及び「選挙法案」は1905年7月19日から26日にかけて開かれたペチェルゴーフ協議会に提出された。1905年革命の中で数次にわたって開かれ、重要政策を決定した協議会のなかでこのペチェルゴーフ協議会は、国民代議体に関して本格的な議論がかわされた点において特異であり、政府が採用した改革の意味を考えると、また改革をめぐる2つの潮流が明確にあらわれたという意味において重要である。

協議会の参加者は、議長を勤めるニコライ2世、大公を除き43名であった。内務、大蔵をはじめとする大臣、国家評議会各部部长といった政府高官の他に、国家評議会議員で著名な法学者であるH. C. タガンツェフ、また学識経験者としてモスクワ大学教授B. O. クリュチェフスキーが加わっていた。クリュチェフスキーは、当時国家評議会議員であったスチシンスキーらの「頑固者」とのバランスから招かれたといわれる。ヴィツェは大臣協議会には参加したが、この時期にはポーツマス講和交渉に臨んでおり、出席していない⁽³²⁾。

議論の中心となったのは、「詔勅」で示された諮問制議会の権能、就中新設される国会、改組される国家評議会に対する皇帝権力の関係、及び国会選挙権、とくに農民と貴族の代議のあり方をめぐる問題であった。この内地方統治問題において中心的な問題であった身分原理が強く主張されたのは選挙権の問題である。

これについては、内務省の検討も、それを受けたブルーギンの考えも、貴族身分が解体しつつあり、商工業者との融合が進行している以上身分原理の適用は困難という立場であった⁽³³⁾。議論を呼んだのは、主に2つの点、すなわち選挙法の依拠する原則といわれる「貫通方式」と呼ばれた農民の特別代議問題である。

選挙法の原則に関しては、ブルーギン案も、大臣協議会案も身分原理を变形した「折衷方式」であった。これに対してスチシンスキー、最高法院判事のA. A. ナルイシキン、A. A. ボブリンスキーらは身分原理の全面的な採用を求めた。「詔勅」による国会の開設を「国民の新しい、きわめて重要な国家義務」、「立法活動における政府への援助」と考えるのであれば、身分原理が正しいとスチシンスキーは述べた。彼の現状認識では、未来をもつのは農民と貴族であって、残る身分は以前の身分的な緊密さを失いつつあり、この故に農民と貴族の参加こそが重要なのである。ここには、先にみた地方統治における身分原理による統治原則が強く反映している。こうした原則的な主張とともに生じている変動を否定する意見もでた。ナルイシキンは、農民、貴族の大多数は身分的なつながりを失っておらず、身分制の枠外にあるのは、13.5%の都市住民のみにすぎないと身分原理の維持を主張し、ユダヤ人、工場労働者、インテリゲンツィヤに選挙参加を許すことに反対した。こうした者に選挙権を与えるのは「新しい火種」を持ち込むことなのである。またボブリンスキー

は、6月に行なわれた皇帝のクルスク県貴族団代表への返答を論拠にして貴族、農民、聖職者それぞれの身分別選挙を主張し、大臣協議会の案はゼムストヴォ大会などの「世論」への譲歩であると非難した。こうして身分原理論者は、社会変動を否定し、地方統治問題においてみられた主張を繰り返したのである⁽³⁴⁾。

しかし、こうした身分原理の主張は、協議会の多数の賛成ををうることは出来なかった。強い反対に立ったのは、国家評議会経済部長の老官僚 D. M. ソリスキーである。ソリスキーは、身分原理の考えは地方貴族の利害を保証することを意図した1890年のゼムストヴォ法改正でもとりえなかった考えであって、現在その原則に戻ることはきわめて「好ましくない印象」を与えることになる」と述べた。クリュチェフスキーは、貴族の現状理解の能力そのものに痛烈な批判を浴びせた。「現在の貴族の身分組織は、現代の理解、世論を揺るがしている感覚にできていない」のであり、貴族に「他の議員よりも国民の要求をよく理解し、満足させる能力があると認めるのは困難」だというのである。また蔵相 B. H. ココフツォフは、恐らくスチンスキー、ナルイシキンを念頭において発言し、以前には見られなかった社会生活現象を考慮しないわけにはいかないと述べた。「国会は個々の階級ではなく、全住民の意見表明」であるように機能すべきだというのである。こうした意見は協議会内の革新派の主張であったが、リベラル貴族によるゼムストヴォ運動の展開は、皇族内に貴族身分総体への不信を惹起していた。そのため皇族内からも身分原理論者への反論がでた。出席していたヴラジミル大公は、ゼムストヴォ運動を指導するドルゴルーコフ、シャホフスコイ、ペトルンケーヴィチらの名をあげ、彼らは貴族ではないかと反論し、大臣協議会案への賛成を表明した。こうして結局身分原理の主張は採択に至らなかった⁽³⁵⁾。

第2の論争点の農民の特別代議をめぐる問題は、大臣協議会で会計監査官 II. II. ロボコ、文相 B. P. グラゾフによってもちだされたが、採用されず、再度グラゾフが協議会に提案したものである⁽³⁶⁾。グラゾフによれば、人数と財産において最大の農民が国会に入らなければ、国会の意味はなく、したがって3つのクーリヤ全体から選出される者と並んで分与地農民が国会に入ることが必要なのであった。農民に特別代議権を与えるというこの考えは、否定された身分原理の形をかえた復活を図るものであった。特に農民の選出が主張されたのは、農民が多数を占めることによる国会の安定運営が目論まれたからである。国家評議会議員 M. C. ヴォルコンスキーは、この点を「保守的で、もっともよく自分自身の要求を表明しうる者として国会に農民の出席を保証する必要がある」と露骨にその意味を語った。新設されたばかりの土地整理・農業庁長官 II. X. シバネバツハによれば、農民は「船に安定を与えるバラスト」なのである⁽³⁷⁾。

こうした意見に対しては、勿論反対意見がだされた。もともと大臣協議会で身分原理の方針がとられなかったのは、国会が圧倒的に農民によって構成されることが危惧されたからであった⁽³⁸⁾。そうした反論の代表者はクリュチェフスキーである。クリュチェフスキーは、身分一般を否定するのに、農民にそれを持ち込むのは内的矛盾であり、改革を成功させることはできないと述べた。この発言には、農民はすでに均一の集団ではなく、分解が進行しているという認識が前提されていた。またミハイル大公官房の A. B. チャルトリースキーは「農民優位の国会は、課題を果たしえない」と述べ、国家評議会議員の A. A. ポ

ロフツェフは「農民の保守主義はそれほど発達していない」と農民への特別代議に反対した。決着は、中間案であった。農民があまりに多数を占めることを危惧したココフツォフが3人以上を選出する県・州においてのみ1県あたり1名の農民優先議員を認める考えを提案し、皇帝がこれを承認した⁽³⁹⁾。

以上ペチェルゴーフ協議会における選挙システムに関する議論をみた。ここにあらわれた保守派の主張には、地方統治から国家統治レベルまで一貫した対応をみることができよう。農業問題における農民分与地の維持、そのための農民共同体と身分制度の維持、殊に農民身分の社会的・政治的孤立性の強化である。この点は、当時農業改革を検討していたゴレムイキンを長とする「農民土地所有強化に関する特別審議会」においても繰り返し主張されていた。それを考えれば、これは農民の政治的保守性への「幻想」というよりも、統治における制度的原理の選択に発していると考えられるべきであろう。社会統合の原則としての身分原理を、革命への対抗策として国家統治に貫徹しようとしたのである。しかし、こうした保守派潮流に対して政府内には合理的思考の革新派の官僚集団が存在していた。老官僚ソリスキー、ポロフツェフらを含む彼らは、貴族、農民という身分の二大支柱が崩壊しつつある現状に照らして、国政改革への身分原理のストレートなもちこみを否定したのである。そしてまた彼らは、この協議会のもう1つの大きな論点であった国会、国家評議会、皇帝の権能に関しても、議決採用について皇帝の自由裁量権を確保することを主張するスチシンスキーらに反対し、限定的ではあるが両院の議決によって皇帝の決定を拘束することに成功していた。ここで政府内においては、地主貴族層を代表する者たちの身分原理による統治再編の潮流は敗北を喫したといつてよいだろう⁽⁴⁰⁾。

しかし、周知のように、革命の流れは、政府がペチェルゴーフ協議会の結果を公にした「8月6日詔書」によって止まることはなかった。諮問的国会案を撤回し、国会に立法権を与えた「10月17日詔書」及び「折衷方式」はそのままにしてより広い選挙権の付与を決定した「12月11日選挙法」によってペチェルゴーフ協議会の水準をはるかに越えた政治変革がその後実現されることになった。ではこうして大きく変化した政治体制、そして反政府的な国会が取り組むと予想された農業改革に対して地主貴族は、いかなる態度をとったのか。この問題は、国会に対抗し、国会以上に地主貴族をより広く代表した貴族団全権代表者大会における審議において検討することができる。

[3] 貴族団全権代表者大会(1)—— 農政改革をめぐる

(1) 召集への経緯

まず簡単に大会召集への経緯を押さえておこう。

1905年初頭から始められていた農業問題の検討も、政治改革と同様に革命の中で大きな振幅を示した。一旦ヴィッテの農業窮乏問題特別審議会が始まった検討は、3月30日に突然ゴレムイキンの「農民土地所有強化に関する特別審議会」に移され、そこでもっぱら共同体維持の方向で審議が行なわれてきた⁽⁴¹⁾。しかし、政府内の農政改革の主導権は、1905年秋以降再び今度はヴィッテ主導の大臣協議会のもとに移った⁽⁴²⁾。ヴィッテは、そ

の状況打開策を奏上した有名な「10月9日の覚書」において、農業問題は理論的解決からは程遠いが、農民の「土地不足」をとり除くことの重要性を鑑みると、緊急に解決手段を指示することが重要であるとの見解を提示した。そして具体的に示した方針が、農民土地銀行の活動強化とともに、私有地強制収用による農民の土地利用面積の拡大であった。この方法は鉄道用地のための土地買戻しと区別されるものではないというのが、その論拠であった⁽⁴³⁾。このヴィッテの方針は、周知のように新任の土地整理・農業庁長官 H. H. クートレルが作成した農業法案に具体化していく。当時政府内には、П. П. ミグリンの検討した私有地強制収用案を推す皇室官房警察長官 Д. Ф. トレーポフの動きもあり、ここに政府内に私有地強制収用による農業問題の解決という方針が公然化した⁽⁴⁴⁾。この動きは結局クートレルの解任によって一旦収束するが、こうした政府内の動きに危機感を強めた一部の保守派貴族は、地主貴族の組織化に動いた。1905年11月に33県227名が参加した全ロシア地主同盟の設立である⁽⁴⁵⁾。

この同盟の中心となったのは、H. A. パヴロフ、B. Ф. ドルレル、C. Д. シェレメチェフといった人物である。この内パヴロフは、農民運動の中心県の一つであったサラトフ県において1905年9月に地主の利益擁護組織を結成し、地主貴族の組織化の端緒を作った。またプレーヴェ時代には『グラジダニーン』によって「貴族パヴロフ」のペンネームで大改革以前の体制への復帰を訴える論陣をはり、1905年春にはこの時期に結成された祖国同盟、ロシア人同盟といった右派組織の組織者として名前を連ねていた⁽⁴⁶⁾。活発な右派活動家といってよいだろう。彼らは、1906年1月のタンボフ県、クルスク県貴族団大会が全ロシア貴族大会の召集を決議したのを契機にして貴族団全権代表者大会の組織化に向かうのである。

第1回貴族団全権代表者大会は、1906年5月21-28日に29県から114名の代表を集めて開催された。この時期に開催が設定されたのは、もちろん農業が主なテーマとなると予想されていた第1国会の召集に合致させる意図による。タンボフ、クルスク両県貴族団の呼びかけに賛同したのは、27県であったので3ヶ月の間に若干の増加を見せた。開催に反対したのは、ペンザ、エストニアなどの6県で、14県は無回答であった。参加県の多くは、新ロシア、中央農業地方、ヴォルガ流域の諸県であったといわれる。全国的な組織化には未だ成功していないと見るべきであろう。

第1回大会参加者について若干の数字を見ておこう。身分は、貴族団全権代表者として世襲貴族に属することはいうまでもない。地主としては107名が300デシャチーナ以上の土地を所有しており、さらに107名中71%の76名が1000デシャチーナ以上の土地を所有していた⁽⁴⁷⁾。これを第1国会の議員と比べた場合、その構成の特異さがよりはっきりする。国会の一代貴族を含む貴族身分の者は、448中の36.7%、164名であり、1000デシャチーナ以上の土地を所有するものは、わずかに9.7%の42名にすぎなかった。国会議員でもっとも多いのは土地を所有しない者162名、全体の36.1%であり、それに次ぐのは10デシャチーナ以下所有の81名、18.0%であった⁽⁴⁸⁾。また全国的にみても第1章で見たようにこの階層は、地主貴族の8.7%、8千余人にすぎなかった。したがってこの大会には、大改革以降の激動を生きぬいて、大土地所有を保持した地主貴族が結集したといえてよいのである。

大会準備ビューローにはナルイシキン、ボ布林スキーが入っており、招待者にはボ布林スキーを除き、スチシンスキー、内務次官になったグルコ、A. A. キレーエフら21名の名がある。開催された会場も、スチシンスキーが長官に就任していた土地整理・農業庁であった。議長には大会の準備をすすめた保守的自由主義者 II. H. トルベツコイではなく、ボ布林スキーが選出された。こうした大会主導者の顔触れは、明らかにペチェルゴーフ協議会保守派の肩入れを示している。

大会の目的は、国会で審議されている農業問題に関して地主貴族の綱領を明確に示すこと、そして「10月17日の詔書」以降の統治機構改編に対して「陛下への呼びかけ」の形でその所信を表明することであった。

(2) 農政改革

大会へは準備ビューローによって「農業問題基本大綱」が提出された。

「大綱」は全20項にわたるが、内容的には大きく4点にまとめられる。第1点は、農業問題への現状認識である。「自分の労働によって耕作する者のあいだで私有地を分割する」考えは、人民大衆を引き付けることが目的であり、フランスの諸革命、^{〔ママ〕}「1849年のドイツ」でも起こった現象である。そして農民間、殊に贈与地農民に「部分的な土地不足」が生じているにせよ、「農民への（新たな）土地分与の現実的根拠」ではなく、農民の1人あたりの分与地の減少は、私有地の借地及び収穫性の向上によって補いうるというのである。第2点は、私有制のメリットの強調である。私有地経営は、農民に労賃を与える一方で、不作のリスクを負っており、もし農民経営のみではリスクはすべて国庫にかかることになる。また私有地経営者は、農村の文化的分子であり、地方自治のための要員、農村が必要とすることを知らずの奉仕身分なのである。そしてもしも土地の私的所有権が廃止されれば、これは「すべての残る財産形態の所有権廃止への第1歩」である。しかし、そうした社会主義体制は「夢想」であって、「1000年の経験、殊にわが農民の経験は、成功裡の勤労形態は、個人の自由と勤労の自由以外の原則には基づきえない」ことを示しているというのである。第3点は、そうした前提に基づく強制収用への反対論である。強制収用は福利を低下させ、また醸造場などの共用部門の破壊によって農業の価値を低下させ、ひいては輸出力を低下させるのみである。第4点は、土地不足は普遍的現象ではないとしたうえで農業の改善策の提起である。それは第1に農民土地銀行による土地取得と、農民の購買力強化によるその購入、第2に多圃経営、施肥による農法改善、農民の個人土地所有強化、分村の推進・混在地の廃止、フートル経営への移行による耕地との接近・耕地整理、第3にシベリア、ステップ地方への移住の組織化、奨励である⁽⁴⁹⁾。

「大綱」の以上の内容は、国会にこの時提出されていた私有地強制収用を容認するカデット、トルドヴィキの農業法案に対抗したものであることはいうまでもない⁽⁵⁰⁾。しかし、この時点で貴族団代表に農政に関して一致した方針が存在していたわけではない。それはこの「大綱」の審議において次の点であらわれた。

第1に農民運動の原因をめぐって意見が一致せず、それに基づく政策提言の内容でも対立が生じた。不一致を生んだのは、まず農民の「土地不足」を認めるか否かという問題であった。認めないという立場からは、もっぱら共同体と分与地用益が非難の対象となった。

「他の諸国では1人あたりの土地は、ロシアよりも相対的に少ないが、土地不足は問題にならない。なぜならいたる所で所有概念がすべての人民の意識において明瞭だからである」。この立場からは、所有概念を曖昧にする共同体の廃止と所有権の侵害への防衛がもっとも重要であった。これに対して一定の「土地不足」を承認し、その認識のうえに農政の全体的な方向を提起しようとする立場があった。そうした立場に立つ一人は、従来の農民統治を「われわれ自身が農民を無知のなかで、自分たちと引き離して育てた」のだと自己批判した。そのような孤立のなかで「土地の逼迫が強まったとき、敵になったのが貴族であり、官吏であり、聖職者だった」。そしてその結果、失われた指導者の地位についての革命家なのであり、自分たちが農民の所に戻るには農民の「土地不足」を満足させねばならないというのである。この場合には特に贈与地農民の困窮が意識されていた⁽⁵¹⁾。大会に提出された28名の有志声明によると、主要な問題は、「土地不足よりもむしろ農民生活の貧困と零落、市民的、経済的な（制度の）未整備である」。しかし、「若干の地域での土地の逼迫は、現在の経営遂行の条件のもとで農民の福利発展への克服しがたい障害である」。声明は、この立場から「1905年11月3日法」が農民の買い戻し金支払いを免除したのと同様な措置を贈与地農民に対しても採用し、土地取得のために国家が援助するように求めた⁽⁵²⁾。これに加えて大会では強制収用容認の主張もなされた。プスコフ県の代表は、「土地問題での貴族の無欲さ」に向けられている人々の不信を考慮すると、国家的観点からする土地所有擁護も私益を守るものとみなされうる。したがって「大会は細部にこだわらず、農業問題の緊要なる重要性、農民の土地不足にに応じて、国家的必要が示されるところでは、強制収用にも躊躇しないことが求められる」のである⁽⁵³⁾。

審議の過程で特徴的な第2点は、農政の検討を地方に委ねることを求める主張が聞かれたことである。これは「大綱」に含まれておらず、結局明文化されるに至らなかったが、多くの者が発言した。「農業問題はロシア全体のための一定のシェーマでは解決されえない。それぞれの地方が解決の基礎にならねばならないような独自の性格をもっている」という発言が代表的である。28名の有志声明は、「ロシアの各地方の多様な慣習、種族、地理その他の特殊性に充分注意を払わない……シェーマ的、階梯的、一面的、ドグマ的な決定」は、国家に数えきれない害をもたらすのであり、「ポーランドも、リフリヤントも、カフカースも、モスクワも、アルハンゲリリスクも、アジアの領域も包括するような何らかの1つの処方箋で切ることは決してあってはならない」と述べている。この主張は、国会に提出されていたトルドヴィキの農業法案が農業の地域的、民族的特殊性を認める立場から「現地での解決」を主張していたことを考えあわせると興味深い⁽⁵⁴⁾。

次いで議論となった第3点は、農政改革の実行のテンポをめぐる問題である。農民土地銀行の活動の活発化を除いて「大綱」にあげられていた農政改良の基本的な方向については、大会参加者の合意が成立していたとみられる。すなわち土地の共同体所有から所帯別所有、個人的所有への移行、多圃制などの技術改良、オートルプ農民、さらにフートル農民へといたる土地整理事業推進である。しかし、そうした前提のうえになお対立が存在した。「大綱」はこうした農政改革を「強力な上からの圧力」のもとで遂行するべきだと述べていた。農民が自分の発意で文化的経営に移るという考えには訣別するべきであり、そ

うした「上からの圧力」による移行は「全世界」で起こってきたというのである⁽⁵⁵⁾。これに対して批判者は、「所有の不可侵性」を国家の「隅の首石」であるとは認めながら、その所有の擁護者は農民であらねばならないと主張した。そのために必要であるのは、まず「1893年12月14日法」を廃止し、「1861年2月19日法」が定めた農民に完全な分与地所有権を認めるという原則に戻ることなのであった。そして農民と他身分の平等化を達成し、共同体の強制的性格を無くし、脱退を自由化したうえでその存続を含めて、各地方の条件による「自由な解決」に委ねるべきだと主張した。この考えは、ヴィッテが『農民問題覚書』で述べた、1861年改革への復帰、個人所有への強制的でない、漸進的な移行という考えに近い。これに対して、パヴロフは、「私有の強固な原則」が住民の間に定着しなければ、いかなる措置も効果がないとして、国家が全ての経済的手段を購じるようにすべきだと主張した⁽⁵⁶⁾。大会は、改革を遂行するうえでテンポが異なると思われる両者の案をともに採択し、常置協議会の最終編集に委ねた。

以上述べてきたように、大会における農業問題の審議は、農民の「土地不足」についての認識、農業近代化のための施策の意義づけ、改革のテンポについて大会参加者の間に大きな相違が存在することを示した。「部分的土地不足」という表現を認めるか否かの票決は、賛成11県、反対13県で敗れたが、票決のこの僅少な差そのものが大会内の意見の対立を示している⁽⁵⁷⁾。また政府は既に、各県・郡に土地整理事業にあたる委員会を設置する法令を1906年3月に公布していたが、まさにその時期に改革の準備・遂行にあたって地方条件を考慮する声が強かったことも重視すべきである。他方この大会に先立つ5月19日にスチンスキーとグルコは、国会において政府の農業改革方針を明らかにした。それは、農民経営の散漫さこそが悪であって、農民土地利用の拡大はオートルプ、フートル経営への移行をおしとどめるとして追加分与を否定する内容であった。そして共同体内で農民層分解が進行している以上、追加分与地はすぐに富裕農民に集中するのであり、そうした手段は「砂上の楼閣」にすぎないと断定したのである⁽⁵⁸⁾。スチンスキーにはかつて農民の身分的孤立性を体制の基盤であるとし、共同体の擁護を主張した姿勢はなく、両者ともに農業経営の地域的な偏差を考慮する姿勢もない。そしてこの論理は、準備ビューローの「大綱」と軌を一にするものである。

ここに1904年までの農政が転換されることが宣言された。しかし、それが依拠しようとするのは全権代表大会の召集、準備にあたったかつての政府内保守派及び活動家層であり、大会の多様な意見は顧みられなかったのである。

[4] 貴族団全権代表大会(2)——政治変革への対応

第1回貴族団全権代表大会は、当初「陛下への呼びかけ」を作成し、召集された国会への態度を表明する予定であった。この目論みは果たされなかったが、その審議の過程で1905年初めから始まった統治変革を地主貴族が如何に考えているかが明らかにされた。ここでは第1回貴族団全権代表大会で示された「10月17日詔書」による体制変動への態度、及び1906年11月14日から18日に開かれた第2回大会で議論された選挙制度改革問題を検討

することにしたい。これらの問題に革命の中で地主貴族が変革に如何に対応したかが、はっきりと示されると考えるからである。

(1) 統治体制

ベチェルゴーフ協議会で議論を呼んだ皇帝、国会、国家評議会の立法権の権能の関係は、その後「1906年2月20日詔書」による国会設置と国家評議会の改革、1906年4月23日の国家基本法改訂によって確定した。国家基本法86条によれば、国会、国家評議会両院の採択と皇帝の承認無くしては、いかなる法律も成立しないことになった。こうして皇帝権力は「無制限」ではなくなった⁽⁵⁹⁾。こうした統治体制の変動に対して地主貴族の全権代表者たちはいかなる態度をとったのか。

第1回大会の準備ビューローは、大会の審議のために「陛下への呼びかけ」案を用意した。それは、まず現在を「皇帝陛下によって企図されたロシア国家体制変革の歴史的な時」ととらえ、過去において「助言と刻苦のみならず、犠牲をも求められてきた」身分の声を聞くことを求めた。そして「国家総体を脅かす大きな危険」を前にして、恐ろしいのは、外部の敵ではなく、内部の敵であること、彼らは「尋常でない約束によって人民の意識を盲目にし、個人の友愛に隠れながら、人民の意志を服属させ、それを反国家的原理の隅において働かしている」と述べた。召集された国会は、こうした者が「土地についての夢」によって農民の信用をえて、「全般的な革命の騒乱の中」で作られたのであって、「人民の意志の真の表明者」ではありえず、「一時的な気分の反映でしかない」のであった。こうしてビューローの「呼びかけ」案は、開会中の国会をその選挙過程が尋常でないとして非難し、その正当性に疑問をなげかけた。そしてこうした国会を生んだ社会不安を取り除くべく、「適法性、自由と秩序を侵害する者」との闘争のために、行政・司法権力に「広い法律的な可能性」が与えられることを求めた⁽⁶⁰⁾。婉曲的ではあるが、強権的な独裁の求めである。大会の議論は、したがって第1に現在の国会にいかに関わるのか、第2にそもそもこの国会開設への大きな転機となった「10月17日詔書」をどう考えるかをめぐって行なわれた。

第1点の国会をめぐる議論は、国会解散を望むか否かをめぐって展開した。ビューロー案の国会に対する非難がその解散を予定しているかのような印象を与えるからである。発言内容は、ほぼ3つの立場に分けることができる。第1に、国会解散が行なわれた場合の社会情勢悪化を懸念するものである。解散は、「望ましくない。危険である。この行動は国を平静にするのではなく、なお一層覚醒させることになる」。「左派政党」は、解散によって「われわれは土地を得るためにすべてのことをやり、解散されることになった」と宣伝することができるという懸念が表明された。大会参加者には、政府の情勢把握への不安が存在したのである。第2の立場は、ツァーリ権力によって設置された国会について批判することはできないという主張である。この立場の者は、「強い政府」の存在を前提にしたうえで、「ツァーリ権力によって承認された制度、つまり国会に触れることはできない」と述べた。第3の立場は、選挙を通じて国会が国民の間でえた位置を重視せざるをえないという主張である。国会は、「住民の90%の信頼」を得ており、それを批判するのは「非政治的」行為であるという考えである⁽⁶¹⁾。

こうして大会では、一部に「国会の自然死」、さらに「国会の即時解散」を主張する者がいたが、全体としては国会の解散に否定的な意見が多数を占めた。ある発言者は自らを「極右政党」に属すると言いながら、「それでも国会を解散するか否かを語る決意がつかない」とその不安を表明した。また「呼びかけ」案で示唆された強権的な独裁論も、独裁を遂行する人物がいなくしてまったく問題にされなかった⁽⁶²⁾。この結果、「呼びかけ」の決議では、強固な政府権力の必要と国会で首相 И. Г. ドゥルノヴォーが行なった政府声明を支持しながら、他方国会については言及しないという者が多数を占めた。この沈黙は、国会に対する消極的な承認を意味するが、またこの時期に国会のもっていた権威の高さを示している⁽⁶³⁾。

第2点の「10月17日詔書」については、これによってロシアに「立憲体制」が存在することになったと考えるか否かをめぐって対立が生じた。「詔書」を批判したのは、この大会を準備してきた者たちである。H. E. マルコフは、「詔書」を履行するが、称賛することはできないと批判し、「悪の根源」と罵倒した。パヴロフは、革命は「上から」やってきたのであり、「下から」ではないと述べた。「革命は、都市に始まり、社会を集団化させ、街頭へ移り、ついに政府へと至った」のである。したがって憲法があるかどうかという議論に深入りせず、君主の「不屈の意志」にのみ救いがあるとパヴロフは、主張した。また他の者は、10月17日のあとに起こったことは「クーデター」であり、「政府が皇帝をして詔書に署名するようにそそのかした」のだとも発言した⁽⁶⁴⁾。さらに「10月17日詔書」以前の体制に復帰するよう求める声明もだされた⁽⁶⁵⁾。これに対して体制の変化を積極的に認めようという主張がなされた。「詔書」がたとえヴィッテの圧力によって発布されたとしても、これは「われわれを新しい道へと転換させた」のであって、「専制の擁護であるかのような旗のもとで、後戻りすることをすすめる者たちは、現体制を破壊する者であり、同じことを他の端から革命家たちがやっている」のである⁽⁶⁶⁾。こうした立場から大会に提出された「呼びかけ」案のヴァリエーションは、「陛下の強固な意志によって、古来の政治体制の変化する時が到来し」、貴族は「全文明世界が歓迎した改革を、ロシア人民に続いて歓迎する」と述べた。何よりも「政治的関係における諸身分の平等」と「統治の立憲的形態」こそが内外の敵からロシアを防衛するために必要とされる発展の「確実な保証」になるというのである⁽⁶⁷⁾。

こうして「10月17日詔書」をめぐる議論は、まったくそれを否認する主張と立憲国家への転換の画期とみる見解が対立した。こうした対立のなかで大会は、決議において「詔書」を立憲的でないとする見方を否定した。しかし、また新しい憲法体制を歓迎はしないとも決議した。ここには国会を全面的に否認しえなかったと同じ曖昧さが存在するが、少なくとも1906年国家基本法によって確定された政治体制を不本意であっても受容するという態度が示されている⁽⁶⁸⁾。

以上が第1回大会で審議された政治変革への対応である。大会参加者の間に一連の変革に対して戸惑いととも受容の程度に大きな差異が存在したことを審議の様子は、示している。そして決議は、大会組織者の「呼びかけ」案に反して一年來の変革を積極的に否定することはしなかった。ここからは貴族団全権代表者の変革された現状を承認するという

姿勢がうかがわれる。国会の解散を要求しえず、「立憲的改革」であることを否定することもできなかつたからである。こうして大会組織者が意図していた国会に対抗する「貴族の国会」という目論みは、むしろ現状の追認という中途半端な結果におわたつたのである。

(2) 選挙制度について

選挙制度の問題は、結局31県の代表が参加して11月14日－18日に開かれた第2回大会の課題となった。この間に政府内では、強硬派が優位を占め、第1国会を強権的に解散し、一連の法令を導入したが、これは大会にストルイピンへの信頼を生み、暗殺未遂事件についての見舞を打電することが提起されるほどであった⁽⁶⁹⁾。

大会へは常置協議会が、現行選挙法の欠陥を指摘する報告を提出した。常置協議会は、ボプリンスキーを長とし、ナルイシキン、パヴロフをメンバーとする第1回大会で選出された執行機関である⁽⁷⁰⁾。指摘された欠陥は主に3点である。(1) 財産資格か、身分資格かに関して統一原則が欠如していること、(2) 農民のみに郷スホードと小土地所有者予選会における二重選挙と特別代議制の特権が認められていること、(3) 民族区分なしの選挙によって辺境でロシア系住民が選出されないことである。大会では、選挙法改正とその実現時期・方法をめぐり、議論が展開した⁽⁷¹⁾。

改正内容をめぐる議論では、第1に身分原理の導入を求める主張が声高になされた。主張したのは、ペチェルゴーフ協議会で身分原理導入を求めたナルイシキンである。ナルイシキンは、「現行選挙法のもとではロシアは、人民の思想と良心の正確な反映を受け取らない」と述べ、オリョール県貴族団の決議として身分原理導入を求めた。またパヴロフも「身分原理の擁護は、君主と国家の統一と力、その存立の中心条件を守ることだ」と述べた。2人とも常置協議会のメンバーであることに注意したい。こうした1年前のペチェルゴーフ協議会と同じ主張に対して大会では表立った反論は聞かれなかった。だが、議決では結局21県中4県が身分原理に賛成したのみで、16県は現行の「折衷原則」に賛成し、残る1県は、社会集団による比例代表制に賛成した。保守派貴族の前年来の主張である身分原理の確立は、こうして大会でも受け入れられなかった⁽⁷²⁾。

第2点の農民の二重選挙と特別代議制については、すでに第1国会の経験から修正についての合意が成立していた印象を受ける。大会では、ほとんど議論がなされなかったからである。決議では、農民を中心とする小土地所有者を郡レベルで特別の集団に区分し、県レベルで農民、大土地所有者、都市代表の他の集団と同権におくという案が21県中15県の賛成で可決された。現行選挙法で別の集団を構成する労働者については言及がない。また特別代議制については、その4つの集団がそれぞれの代表を全体とは別に選出する案が11県の賛成で可決された⁽⁷³⁾。

第3点の辺境地域の選挙権問題については、決議に含まれていない。しかし、一部の大会参加者からは辺境の議員定数削減を求める強い意見がだされた。「国会が何もいいことを与えなかつたとすれば、それは国会が様々の民族から成っていたからである」、「文化的にわれわれと同化した者を除いて、土着のテキン人、ブハラ人、ムスリム世界同盟のメンバーがいる。彼らの忠実は心からのものではなく、この故に国家体制へ彼らを呼ぶことは危険なのである」と露骨にアジア・ロシア選出議員の排除が主張された。また別の者は同

時に反セミティズムを主張した。「ロシアによって征服された異民族によってひどく薄められ、わが信仰と国家の明確な敵であるユダヤ人によって毒されている国会がわれわれの民族的で貴重な制度でありうるはずはなく、またロシアを作り、法を与えるという希望はあり得ない」というのである⁽⁷⁴⁾。

こうした選挙法の内容とともに、改正をいかに実現するかという議論がなされた。大会では選挙法の改正を緊急に必要と認める決議が全会一致で承認された。ところが、多くの者は、これが即座に実現するとは考えていなかった。「現時点で、つまり国会を解散し、一か八かの賭をやったときに政府は、選挙法の改正に進むことはできない」というのである。この考えから迫った第2国会選挙に対しては、第1国会選挙のような「アブセンティズム」に陥らず、より積極的に選挙に参加するという提起がなされた。選挙法の改正に対しては、政府にその着手を迫り、社会分子から成る委員会で作った改正案を貴族団、ゼムストヴォの検討に委ねるべきだという方針であった。国家基本法87条は、国会閉会中の緊急立法について選挙法規定の改正を除外していたのであり、「政府は国家基本法を侵害する気はない」と考えられたのである⁽⁷⁵⁾。

これに対して少数の者は、国家基本法87条を適用して選挙法を改正するように政府に迫ることを提案した。第1国会の解散が危惧されていた深刻な事態を生まなかったという認識のもとに大会では、「国会の解散は容易だ」という発言もなされた。第1回大会の参加者の間で国家機関として国会がもっていた権威が低下しつつあると感じさせる発言である。その中で、パヴロフは、選挙法改正の請願を政府に提出すべきだ、政府は「立法的な道の外」に立って法律制定を行なうのであり、それは「より容易で、必要なこと」だと述べた。また既に政府は農業法に関して「根本的な改革」を行ない、「非立憲的な道」に立ち入っており、政府をその道に追いやるといったことを危惧する必要はないといった意見が他からはでた。しかし、こうした意見に対しては、それでもやはり大会が選挙法改正を請願することは「政府を非立憲的な道に追いやることを意味する」、「国家全体の变革を意味する」、「政府にクーデターを勧めることだ」という意見が続出した。これらの発言のなかに、政府はそれ自体が法に基づかねばならぬという発想、またたとえ能動的でなかったとしても、受け入れた体制は、尊重すべきだという意志をみてとることができる⁽⁷⁶⁾。

これが選挙法改正をめぐる議論である。改正を求める決議が全会一致で採択されるなど大会参加者には、選挙法への不満は強かったのは事実である。しかし、同時に政府が選挙法改正を強行すると予測するものは少なかったし、それを主張するのは、一部の、ことに大会召集を準備してきた者のみだったのである。

以上開設された国会、「10月17日詔書」に象徴される体制変革、及び選挙法について貴族団全権代表者たちの議論を見てきた。ここからは、非常に広い政治的レンジの議論が開かれたこと、そして導入された改革について不満があるにしても、それを受容する方向であったことが確認される。大会参加者のこの姿勢は、「呼びかけ」案及び選挙法の討議において、組織者がとった現状への強い否認の姿勢及び強硬な方針とは対照的であった。この違いは、国会の解散要求、「10月17日詔書」の評価といった問題において殊にはっきりとあらわれた。大会参加者は、組織者の意図にもかかわらず、能動的ではないが、改革

を受け入れていたとみることができる。

大会参加者のこうした対応は、革命全体の潮流のなかで「復古」ではなく、保守的な現状承認といえることができる。しかし、選挙法改正の主張にみたように統治における身分原理の導入を信条とするボプリンスキー、ナルイシキンらの大会指導部は、こうした参加者の意志とは別に、スチシンスキー、グルコといった政府内保守派、強硬派と結びつき、政府の政策決定に圧力をかけていった。こうした彼らの活動も関わって、政府内に当時存在した私有地の部分収用案、リベラルを含む組閣プランなどは強硬派に押さえられていく⁽⁷⁷⁾。そしてストルイピンが意図していた身分的自治体導入を基本とする「地方統治改革」は大きな困難に逢着することになるのである。

[むすびにかえて]

1907年3月6日、召集された第2国会においてストルイピンは、政府の施政方針演説を行なった。この演説でストルイピンは、第1国会解散以降の政府の措置の承認を国会に求めるとともに、新たな政策として、地方行政・司法改革の構想を明らかにした。それは、村団の強制的性格を廃止し、最小の自治単位として身分によって構成される郷ゼムストヴォを導入すること、ゼムスキー・ナチャリニク、郷審判所を廃止し、農民に一般法を適用することなどを内容としていた⁽⁷⁸⁾。これは、農民の身分的制約を廃止した「1906年10月5日の勅令」に対応する改革である⁽⁷⁹⁾。これに対して3月29日－4月2日に開かれた第3回貴族団全権代表者大会で、ボプリンスキーは、この改革は貴族団長の役割を「第二義的にするものだ」という危惧を表現し⁽⁸⁰⁾、大会は貴族団とゼムストヴォにおける法案の事前検討を政府に求める決議を行なった⁽⁸¹⁾。ここにかつて第1回大会に対して国会のもっていた権威が低下したのを見ることができる。また同大会は、規約の検討に着手し、恒常組織化への途についた。こうしてストルイピンの地方改革をめぐる困難な闘いが始まった。それはともかく本稿の確認をしよう。

1905年革命に至る時期に、政府内に存在していた農業、地方改革についての2つの潮流の対抗は、革命の中で決着がついた。身分原理による統治を主張していた潮流に対して、農奴解放以降の社会・経済変動を改革にくみこむことを主張する潮流が優位を占めた。これは、ペチェルゴーフ協議会に始まる一連の国政改革に表現され、一応1906年4月の国家基本法改訂に結実した。他方国政改革をめぐる対抗で劣位に陥った政府内保守派は、農民運動に危機感を抱いた地主貴族活動家とともに貴族団全権代表者大会を組織した。しかし、その大会で示されたのは、組織者の意向に反して政治改革を所与のものとして受け入れる参加者の対応であった。また農政に関しても、強制収用の承認も含んで広い対応が示された。こうして大会は、消極的な現状承認という面はあるが、地主貴族上層のもつ政治的レンジの広さを示したといえることができる。

以上が本稿の確認である。もちろん1906年の貴族団全権代表者たちの対応には、組織の端緒段階で共通意志の形成過程にある側面を考慮すべきであろう。しかし、なおその上でこの時期に上層地主貴族がもっていたこうした政治的レンジの広さは2つの点で重要と思

える。第1に当時政府内に存在した柔軟派と強硬派の対抗、選挙過程が示す国会が有していた国民的統合の上での権威と力、そしてこの地主貴族の政治的レンジの広さを考えた場合、この時期にとりえた政治的選択の幅は広がったと考えられるからである。第2に消極的であれ、改革を受け入れる対応は、リベラル派貴族の政治的活性化とはまた別に、近代化しつつある社会において保守派貴族の「政治的伝統」の変容を示すのではないかという点である。ゼムストヴォ運動はその過程で既に貴族の身分的一体感の崩壊を明らかにしていたが、同じ過程がもっと漸進的に保守派貴族にも生じているとみることができる。この身分的な分解が国会への対応等の討議で大会の意志統一を妨げたと考えられる。そして、この問題は、さらに検討を要するが、おそらくは「奉仕身分」としての文化、国家観を含めた価値観の変容という要素を含んでいよう。

この時期以降政治的選択の幅は、第1国会の解散、政府の強硬措置の導入によって狭められていく。国会のもつ権威はいやおうなく低下し、したがって地主貴族が改革に対して示した受容の姿勢も弱まっていくからである。この流れのなかで1906-07年の「ゼムストヴォ反動」という地方社会の保守化も理解される。

本稿では、革命の中で保守ないし復古派の貴族がいかなる論理で変革に対応したかに問題を限定して検討した。ではこうした政府による変革は、いかにして行われ、そこでは本稿で一部扱った政府内の合理的改革派と保守乃至復古派はいかに対抗し、その結果生じた改革はいかなる意味をもちえたのか。これらの問題は、大きく国会設置を含む政治改革、1905年革命によって成立する体制に関わっている。そしてこれは、また1906年以降の政治的選択の問題を考えていくことでもあろう。貴族身分のもつ価値観の変容という興味ある問題とあわせ、次なる課題として他日を期することにしたい。

— 注 —

- (1) С. М. Дубровский. *Столыпинская земельная реформа*. М., 1963. 邦訳有馬達郎他訳『革命前のロシアの農業問題』東大出版会、1971年。
- (2) В. С. Дякин. *Самодержавие, буржуазия и дворянство в 1907-1911 гг.* Лг., 1978.
- (3) Ю. Б. Соловьев. *Самодержавие и дворянство в 1902-1907 гг.* Лг., 1981.
- (4) R. Manning, *The Crisis of the Old Order in Russia*, Princeton UP, 1982.
- (5) S. Becker, *Nobility and Privilege in Late Imperial Russia*, Northern Illinois UP, 1985.
- (6) 日南田静真『ロシア農政史研究』御茶の水書房、1966年。
- (7) 保田孝一『ロシア革命とミール共同体』御茶の水書房、1971年。
- (8) 貴族身分が農奴解放後に蒙った大きな社会的・経済的変動については、前掲のマニング、ベッカーの著書以外にソ連の А. П. Корелин. *Дворянство в пореформенной России 1861-1904*. М., 1979. がある。これらの中ではコレーリンの著書がもっとも精細で、貴族の様々な商工業への進出、中央・地方の官界における比重などを豊富な史料によって示している。本稿は、これに教えられることが多かった。貴族身分の変動を理解するには、そうした社

会的・経済的役割の変化、適応を総体的にとらえるべきであるが、ここでは変動の大きさを確認するために土地所有規模に着目しておくにとどめる。

- (9) Корелин, стр. 54, 57-58.
- (10) Там же, стр. 62.
- (11) Там же, стр. 40.
- (12) Там же, стр. 67. またベッカーは、貴族のもつ土地資産価値の上昇に注目している。ヨーロッパ・ロシア44県(バルトなどを除く)の1854-58年の平均土地価格13ルーブリは、93-97年には47ルーブリ、1903-05年には93ルーブリに上昇した。この結果、貴族所有地の資産価値は、面積の減少にも拘らず、1862年の1,278億ルーブリから1912年には6,939億ルーブリと443%上昇したというのである。これは重要な問題だが、ここでは指摘にとどめる。Becker, *op. cit.*, pp. 43-47.
- (13) И. В. Чернышев. *Аграрный вопрос в России*. Курск, 1927, стр. 32 (以下 Чернышев ①とする).
- (14) Там же, стр. 33-34.
- (15) Там же, стр. 27-28.
- (16) Там же, стр. 35-36, 48.
- (17) ПСЗ, серия третья, No. 5578.
- (18) Там же, No. 10151.
- (19) Там же, No. 9754. また保田前掲書124-131頁。
- (20) この審議会は、貴族身分への土地分与、貴族身分への編入の制限など様々な策を検討したが、根本的な策はとりえなかったとされる。ベッカーは、これを貴族が既に階級としての地主に転化していたからだとみる。Becker, *op. cit.*, p. 154.
- (21) И. В. Чернышев. *Аграрно-крестьянская политика России за 150 лет*. Пг., 1918, стр. 267-273 (以下 Чернышев ②とする)。М. С. Симонова. 《Политика царизма в крестьянском вопросе накануне революции 1905-1907 гг.》, *Исторические записки* (以下 ИЗと略記する), т. 75, стр. 216-221 (以下 Симонова ①とする)。
- (22) N. Weissman, *Reform in Tsarist Russia; The State Bureaucracy and Local Government 1900-1914*, Rutgers UP, pp. 60-66.
- (23) Чернышев ②, стр. 274-281.
- (24) С. Ю. Витте. *Записка крестьянскому делу*. СПб., 1904, стр. 63, 64, 68.
- (25) ПСЗ, серия третья, No. 22581. Соловьев, стр. 65-66.
- (26) ПСЗ, серия третья, No. 23860. Симонова ①, стр. 217.
- (27) 《Дневник Е. А. Мирской》, ИЗ, т. 77, стр. 64-65. また D. Turnbull, "The Defeat of Popular Representation, December of 1904 : Prince Mirskii, Witte, and the Imperial Family", *Slavic Review*, vol. 48, No. 1.
- (28) ПСЗ, серия третья, No. 25495. Симонова ①, стр. 223-224.
- (29) この時期に後に第1回貴族団全権代表者大会に招待されるA. キレーエフがゼムスキー・ソボール召集を画策したことがいられている《Из дневников Л. Тихомирова》, *Красный архив* (以下 KAとする), т. 39, стр. 63-64. また政府内の動きについては、和田春樹「ロシア第1次

- 革命における労働問題』『社会科学研究』23巻4号, 1972年, 74-76頁。
- (30) *Право*, 1905 г., стб. 471-476. *ПСЗ* にはなぜか「詔勅」が含まれていない。 *Дневник Е. А. Мирской*, стр. 284.
- (31) V. I. Gurko, *Features and Figures of the Past*, Stanford UP, 1939, pp. 357-359. С. Е. Крыжановский. *Воспоминания*. n. d., стр. 32-34.
- (32) 《Секретные протоколы петергофского совещания в июле 1905 г.》, *Голос минувшего*, 1917 г. No. 4, стр. 126. に出席者の名簿がある。Н. С. Таганцев. *Пережитое*. Пг., 1919, стр. 17-18. G. Snow, "The Peterhof Conference of 1905 and the Creation of the Bulyigin Duma," *Russian History*, vol. II, part 2, 1975, p. 149. スノウはココフツォフに注目するが, もっと広く合理的対応をみいだしう。また *Кризис самодержавия в России, 1895-1917*. Лг., 1984, стр. 204-205. 邦語では, 原暉之「国会の開設」江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社, 1968年, 178頁。
- (33) Таганцев, стр. 24-27. *Кризис самодержавия в России*, стр. 193.
- (34) *Секретные протоколы петергофского совещания*, стр. 183, 185, 187, 207. ニコライ2世は, クルスク県貴族団代表を謁見した際に「2つの基本的な地方身分」は必要とされる数が国会に出ると答えた。 *Там же*, стр. 202.
- (35) *Там же*, стр. 190-202, 207. ソリスキーについては, ヴィッテの保護者であったという指摘がある。保田孝一「レニングラードの史料館のヴィッテ文書について」『紀要』(岡山大・文) 48号, 1987年, 263頁。ゼムストヴォ運動については, 加納格「ゼムストヴォ運動とロシアの政治変革」『西洋史学』142号, 1986年をみてほしい。
- (36) Таганцев, стр. 30-32.
- (37) *Секретные протоколы петергофского совещания*, стр. 229.
- (38) Таганцев, стр. 27-29.
- (39) *Секретные протоколы петергофского совещания*, стр. 230, 236.
- (40) *Там же*, стр. 128-129, 130, 131-134, 136, 138. このペチェルゴフ協議会に始まり, 1906年4月の国家基本法改訂に到る時期の問題は別稿を予定しており, そこで国会, 国家評議会, 皇帝の権能をめぐる問題もと取り扱うつもりである。
- (41) スチシンスキーは, この協議会に共同体擁護論の立場で参加していた。シモノーヴァによれば, 他に Д. А. Хомяков, Ф. Д. Самаринらも共同体擁護の立場で参加していた М. С. Симонова, 《Аграрная политика самодержавия в 1905 г.》, *ИЗ*, т. 81, стр. 202 (以下 Симонова ②とする)。ヴィッテの協議会からの移管については, *ПСЗ*, серия третья, No. 26034. だがきわめてそっけなく述べられており, 理由は示されていない。
- (42) ゴレムイキン協議会の廃止は1906年1月であるが, ポロフツェフは1905年9月にゴレムイキンの提案で設置されたニコライ2世を長とする「農業・移住事業委員会」が廃止されたと述べている。《Дневник А. А. Половцева》, *КА*, т. 4, стр. 69-70. しかし, ゴレムイキンによって設置された土地整理・農業庁がのちにストルイピン農業改革の中心機関となるのは周知の通りである。
- (43) 《Манифест 17 октября : записка Витте от 9 октября》, *КА*, т. 11/12, стр. 51-61.
- (44) Симонова ②, стр. 212-225. 日南田前掲書393-394頁。

- (45) Соловьев, стр. 199-201.
- (46) Там же, стр. 88, 162. পেচেলগোর্ফ協議会へ選挙法案を送付した「ペテルブルグ祖国同盟」と「祖国同盟」が同一の組織かは不明である。またパヴロフは、1906年2月の第2回地主同盟大会で、社会主義と闘う唯一の武器は「所有」であると報告もしている *Аграрный вопрос в Совете Министров 1906 г. М.-Лг., 1924, стр. 151-154.*
- (47) G. A. Hosking, R. T. Manning, "What was the United Nobility?" in : L. H. Haimson, ed., *The Politics of Rural Russia 1905-1914*, Indiana UP, 1979, pp. 155-156.
- (48) Н. А. Бородин. *Государственная Дума в цифрах*. СПб., 1906, стр. 33. また原前掲論文202頁。
- (49) *Труды первого созыва уполномоченных дворянских обществ 29 губернии*. СПб., 1906, 105-108 (以下 *Труды* ① と略記). この速記録は完全ではないとする推測がある。ドゥブロスキー前掲邦訳書85-86頁。しかし、公刊された唯一のものとして使用せざるをえないし、ソロヴィヨフもこれに依拠している。なお大会は「自由に発言する」ために報道関係者を退出させた。*Новое Время*, 23 мая 1906, стр. 2. しかし、『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』は、大会スポークスマンによったのか、連日大会の模様を報道した。但し、国会に関する報道と較べて記事の比重ははるかに小さい。この事実自体が、国会と較べたこの大会の意義を象徴している。「大綱」は С. М. Сидельников. *Аграрная реформа Столыпина*. М., 1973, стр. 83-84. にも収録されている。ただここに収録されているのは原案であって、大会で採択されたものではない。
- (50) カデット、トルドヴィキの法案に関しては、保田前掲書196-198, 220-222頁を参照。またトルドヴィキの法案の意義については、加納格「1905年革命のトルドヴィキ」『歴史学研究』518号, 1983年を見てほしい。
- (51) *Труды* ①, стр. 26-28.
- (52) Там же, стр. 115-116.
- (53) Там же, стр. 26-28.
- (54) Там же, стр. 115-116. この一見きわめて「分権的」な主張の署名者には、1905年春に祖国同盟をはじめとするいくつかの右派組織が結成された折に、組織者となった者も含まれている。この事情の解明は、今後の1つの課題である。
- (55) Там же, стр. 105-108.
- (56) Там же, стр. 54-57, 62.
- (57) Там же, стр. 50.
- (58) *Государственная Дума. Первый созыв. Стенографические отчеты*. СПб., т. 1, стр. 509-523.
- (59) Ф. И. Калинычев. *Государственная Дума в России*. М., 1957, стр. 141-147.
- (60) *Труды* ①, стр. 99-101.
- (61) Там же, стр. 67, 70, 73, 75.
- (62) Там же, стр. 69, 73, 76, 84.
- (63) Там же, стр. 84.
- (64) Там же, стр. 67, 74, 78-79.
- (65) Там же, стр. 111-113.

加 納 格

- (66) *Там же*, стр. 79.
- (67) *Там же*, стр. 113-114.
- (68) *Там же*, стр. 84.
- (69) *Труды второго съезда уполномоченных обществ 31 губернии. 14-18 ноября 1906 г.* СПб., 1906, стр. 5. (以下 *Труды* ② と略記)
- (70) *Труды* ①, стр. 85. ボ布林スキーの選出は、26県の全会一致である。
- (71) *Новое время*, 16 ноября 1906, стр. 3.
- (72) *Труды* ②, стр. 23, 37-40, 79.
- (73) *Там же*, стр. 79.
- (74) *Там же*, стр. 20, 40-43.
- (75) *Там же*, стр. 21, 29-30, 35.
- (76) *Там же*, стр. 37-40, 57, 68-69, 71.
- (77) Н. Г. Королева. *Первая российская революция и царизм*. М., 1982, стр. 127-130. कोरोリョーヴァは、この時期、政府内にはゴレムイキン、スチシンスキーといった強硬派に対して、А. П. Извозориский, Кочетков, Струвеらの柔軟派が対立していたとしている。両者の対立は、直接には内閣改造方針をめぐるものであったが、深くは革命前の統治システムへの復帰の可否に関わっていた。部分的取用案については、さしあたり Manning, *op. cit.*, pp. 287-288. を参照してほしい。
- (78) Дякин, стр. 38-46. を参照してほしい。
- (79) *Государственная Дума. Второй созыв. Стенографические отчеты*. СПб., т. 1, стр. 107-120.
- (80) *Труды третьего съезда уполномоченных дворянских обществ 32 губернии 27 марта по 2 апреля 1907 гг.* СПб., 1907, стр. 14.
- (81) *Свод постановлений I-X съездов уполномоченных объединенных дворянских обществ 1906-1914 гг.* Пг., 1915, стр. 47-56.

GENTRY-NOBILITIES IN THE 1905-REVOLUTION : THE CONGRESSES OF THE UNITED NOBILITY AND THE GOVERNMENT

Tadashi KANO

The 1905 Revolution is distinguished from the 1917 Revolution by two characteristics. One is that the opposition was composed of a variety of movements, which included liberal claims. The other is that the Government could respond flexibly to the changeable situations and make an effective decision. The purpose of this paper is to examine how anti-liberal gentry-nobilities reacted upon the transformation of the polity, which was initiated by the Government. In many previous studies they have been ignored or neglected as “the reactionary nobility” on the grounds that they and the Government were in one body.

In the first chapter, I summarize the agricultural policy of the Government from 1880s to 1905 year. It was characterized by the confrontation of two mutual objectionable courses. One is based on the principle of the estate-system, which was presented by Stishinskii commission in MVD. It maintained that the peasant estate as the main supporters of autocracy should be isolated from other estates. The other was presented by Witte conference, which maintained that the reform of rural area should abolish difference of each estate in the right of citizenship, and introduce self-government on the basis of the region principle.

In the second chapter, I investigate the deliberations at the Petergof Conference in July 1905, when the interrelations among the Emperor, the State Conference and the State Duma in the forthcoming polity and the election law for the State Duma were discussed. Stishinskii, Naryshikin and other conservative deputies demanded to introduce the election law on the principle of estate. But the progressive bureaucrats in the Government and a famous historian, Kliuchevskii offered opposition to it on the grounds that in the changing social situation the nobility could not satisfy the demands of the present day. These argument made Emperor reject the principle of estate. Though a favorable treatment for peasant in election vote was adopted to conciliate conservative insistence, the principle of estate was not accepted as a whole. Therefore, the conservative adherents met with a certain defeat in the Government in July 1905.

In the third chapter, I inquire into the deliberations as to the new polity and the agricultural problem in the first and second congresses of the United Nobility. After their collapse on the problem of election law, Naryshikin and other conservative deputies in Petergof Conference, together with rural conservative adherents, set on the organization of the nobilities in order to prevent the Government from putting forward liberal reform. They succeeded in

organizing the societies of the nobilities in 29 gubernii, but not a nation-wide. On the problem of agricultural policy the deputies of the congresses agreed on the necessity of reform. The leaders of the congresses, however, could not obtain a support of the deputies about its contents and practices. Some of the deputies assented to the coercive enforcement of reform, but the other insisted that an expropriation of a part of private land was necessary, and that the way of enforcing reform should be not compulsory, but voluntary and gradual. As for the problem of the new polity, especially the Manifest on the 17th of October 1905 many deputies accepted it as a starting-point of the political reform, whether they favoured it or not. In those days the State Duma had more authority than after dissolution of the First State Duma, but the dissolutions of the First and Second State Duma made its authority fallen.

From the above-mentioned facts, I conclude that it was possible for Russia to select other political alternatives for her development in 1906. Because, first of all, the both soft-liners and the hard-liners co-existed in the Government. Secondly, the State Duma had a certain authority and power to the unity of the people. And thirdly, there was a wide range of opinions as to the political reform in the deputies of the nobility. And I also conclude perspectively that such a wide range of opinions showed that the values of the conservative nobility were collapsing more slowly than those of the liberal one.

Thereafter, the width of political alternatives was reduced by the dissolutions of the First and Second State Duma, as the nobility changed the attitude of acceptance of political reform. In this context we can understand the so-called "reaction of zemstvo". It will be necessary to investigate furthermore how the Government reform was realized by itself, and what it meant in Russian history. It is my next problem to be solved.